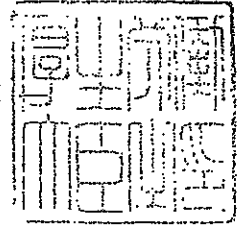




厚生労働省発食安0722第1号
平成21年7月22日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

シメコナゾール

平成21年9月3日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成21年7月22日厚生労働省発食安0722第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくシメコナゾールに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

シメコナゾール

1. 品目名：シメコナゾール (Simeconazole)

2. 用途：殺菌剤

トリアゾール系殺菌剤であり、菌類の細胞膜成分であるエルゴステロール生合成系の、ラノステロールのC₁₄位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。

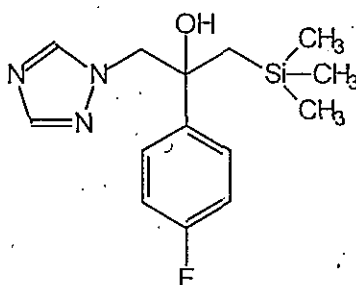
3. 化学名：

(*RS*)-2-(4-fluorophenyl)-1-(1*H*-1,2,4-triazol-1-yl)-

3-(trimethylsilyl)propan-2-ol (IUPAC)

α -(4-fluorophenyl)- α -[(trimethylsilyl)methyl]-1*H*-1,2,4-triazole-1-ethanol (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式	C ₁₄ H ₂₀ FN ₃ OSi
分子量	293.41
水溶解度	57.5 mg/L (20°C)
分配係数	Log ₁₀ Pow = 3.2 (25°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

【作物名】となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 20%シメコナゾール水和剤

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
りんご	褐斑病 黒星病 赤星病 うどんこ病 モニリア病 斑点落葉病	2000~4000倍	200~700 L/10a	収穫7日 前まで	3回以内	散布	3回以内
なし	黒星病 赤星病 うどんこ病	4000倍		収穫前日 まで			
初刈ン もも	灰星病	2000~4000倍	100~300 L/10a				
すもも あんず ↓※ 小粒核果類		2000倍					
おうとう		2000~4000倍	200~400 L/10a				
いちご	幼果菌核病	2000倍		収穫14日 前まで	2回以内		
		炭疽病 うどんこ病	2000~4000倍	摘採7日 前まで	1回		
だいたず	紫斑病	1000~2000倍					
茶	炭疽病 もち病	2000~4000倍					

※：「うめ」を追加して小粒核果類とする。

(2) 1.5%シメコナゾール粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 疑似紋枯症(褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症(赤色菌核病菌) 疑似紋枯症(灰色菌核病菌) 疑似紋枯症(褐色菌核病菌) 稲こうじ病 墨黒穂病	3~4 kg/10a	収穫45日 前まで	2回以内	散布	2回以内
	穂枯れ(ごま葉枯病菌) 穂枯れ(すじ葉枯病菌)	4kg/10a				
ねぎ	白絹病	4~6 kg/10a	土寄せ時 (収穫14日 前まで)	3回以内	株元 散布	3回以内

(3) 50%シメコナゾール水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
おとうとう	灰星病 幼果菌核病	5000倍	200~700 L/10a	収穫前日まで	3回以内	散布	3回以内
だいず	紫斑病	12倍	0.8 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	無人ヘリコプターによる散布	2回以内

(4) 4.5%シメコナゾール粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 稲こうじ病	1~1.3kg/10a	収穫45日前まで	2回以内	散布	2回以内
		1kg/10a			無人ヘリコプターによる散布	

(5) 2.4%シメコナゾール・65.0%マンゼブ水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	マンゼブを含む農薬の総使用回数
みかん	そうか病 黒点病 灰色かび病	500~600倍	200~700 L/10a	収穫30日前まで	3回以内	散布	3回以内	4回以内
かんきつ (みかんを除く)		600倍		収穫90日前まで				
りんご	うどんこ病 モニリア病 すす点病 すす斑病 褐斑病 黒星病 赤星病 斑点落葉病 黒点病	600~800倍		収穫60日前まで				
かき		600倍		収穫45日前まで	2回以内			2回以内
すいか	炭疽病 うどんこ病 つる枯病	600~800倍	100~300 L/10a	収穫7日前まで	5回以内	5回以内	7回以内	
メロン	べと病 うどんこ病 つる枯病			収穫30日前まで				2回以内
かぼちゃ	べと病 うどんこ病							

(5) 2.4%シメコナゾール・65.0%マンゼブ水和剤 (つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	マンゼブを含む農薬の総使用回数
小粒種 ぶどう (露地栽培)	べと病 黒とう病 晩腐病 うどんこ病	1000倍	200~700 L/10a	収穫60日 前まで	2回以内	散布	2回以内	2回以内
大粒種 ぶどう (露地栽培)					2回以内 (但し、開 花後1 回)			2回以内 (開花後 は1回以 内)
ぶどう (施設栽培)					2回以内			2回以内
きゅうり	べと病 うどんこ病 炭疽病 灰色かび病 褐斑病	600~800 倍	100~300 L/10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内	3回以内
トマト	疫病 葉かび病 うどんこ病	800倍			2回以内			2回以内
ねぎ	さび病 べと病 黒斑病 葉枯病	600倍			3回以内			3回以内
にんにく	さび病 葉枯病	600~800 倍		収穫7日 前まで				5回以内

(6) 1.5%シメコナゾール・4.0%メトミノストロビン粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	メトミノストロビンを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 紋枯病 疑似紋枯症(褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症(赤色菌核病菌) 疑似紋枯症(灰色菌核病菌) 疑似紋枯症(褐色菌核病菌) 稲こうじ病 穂枯れ(ごま葉枯病菌)	3kg/10a	収穫45日 前まで	1回	散布	2回以内	1回

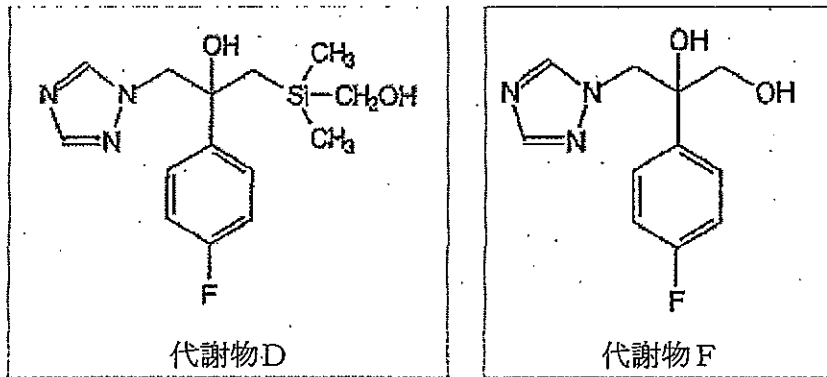
6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ シメコナゾール
- ・ (RS)-2-(4-フルオロフェニル)-1-ヒドロキシシメチルジメチルシリル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール(以下、代謝物Dという。)

- ・ (RS)-2-(4-フルオロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-1,2-ジオール(以下、代謝物Fという。)



② 分析法の概要

含水アセトニトリル(又はアセトン)で抽出後、C₁₈ ミニカラム、グラファイトカーボンミニカラム等で精製し、高速液体クロマトグラフ (UV 検出器) 又は高速液体クロマトグラフ/質量分析計 (LC-MS) を用いて定量する。

定量限界	シメコナゾール: 0.01~0.5 ppm
	代謝物 D: 0.01~0.03 ppm
	代謝物 F: 0.01~0.02 ppm

(2) 作物残留試験結果

① 水稲

水稲 (玄米) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.5% 粒剤を 1 回湛水散布 (4kg/10a) したところ、散布後 43~78 日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール:	<0.02、<0.02 ppm
代謝物 D:	<0.02、<0.02 ppm
代謝物 F:	<0.02、<0.02 ppm

水稲 (玄米) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.5% 粒剤を 2 回湛水散布 (4kg/10a) したところ、散布後 43~78 日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール:	<0.02、0.02 ppm
代謝物 D:	<0.02、<0.02 ppm
代謝物 F:	<0.02、<0.02 ppm

水稲 (稲わら) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.5% 粒剤を 1 回湛水散布 (4kg/10a) したところ、散布後 43~78 日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.12、 0.30 ppm
代謝物 D： 0.12、 0.12 ppm
代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験（2例）において、1.5%粒剤を2回湛水散布（4kg/10a）したところ、散布後43～78日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.36、 0.48 ppm
代謝物 D： 0.26、 0.26 ppm
代謝物 F： 0.03、 <0.02 ppm

水稻（玄米）を用いた作物残留試験（1例）において、1.5%粒剤を2回湛水散布（4kg/10a）したところ、散布後42日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.02 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験（1例）において、1.5%粒剤を2回湛水散布（4kg/10a）したところ、散布後42日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.73 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

②温州みかん

温州みかん（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（500L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm
代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

温州みかん（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（500L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.08、 0.08 ppm

代謝物 D： 0.02、 0.03 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

③ 夏みかん

夏みかん（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（638、700L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.06、 0.05 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

④ ゆず

ゆず（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（800、500L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 0.08 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑤ メロン

メロン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（250L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

メロン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を5回散布（250L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm